



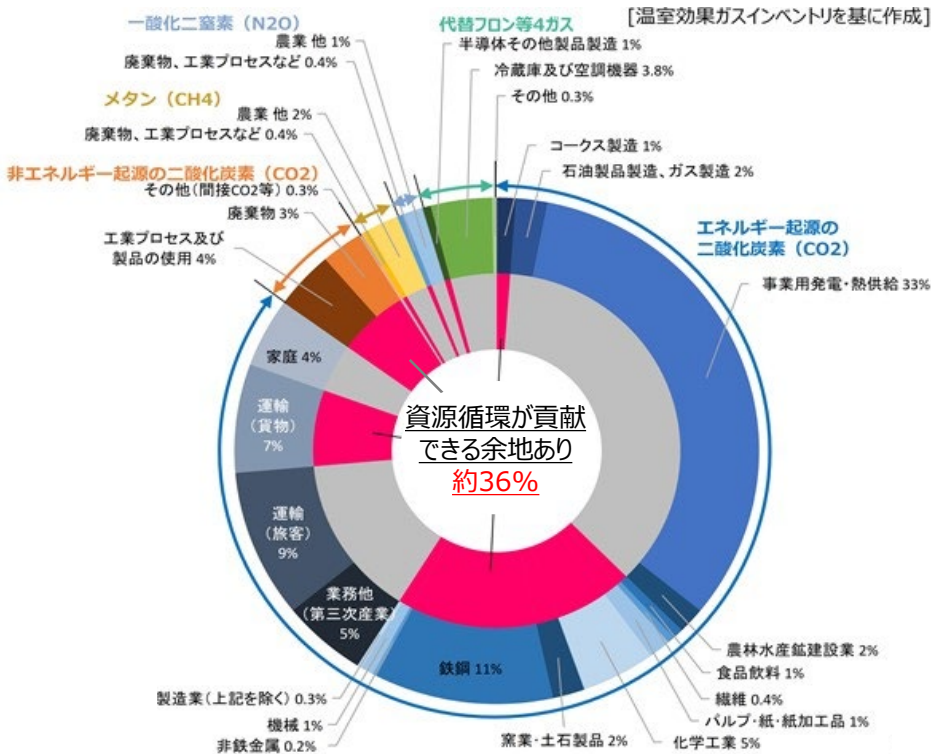
プラスチック資源循環の推進

環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室

地球規模課題解決に不可欠なプラスチック循環経済への移行

- 気候変動、海洋プラスチック問題、ネイチャーポジティブの解決・実現には、**プラスチック資源循環＝循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行**が欠かせません。
- 脱炭素の実現に向けた企業の**スコープ3**や自治体の**カーボンニュートラル宣言**達成のためには、**化石由来のプラスチックの燃焼（含む熱回収）からリサイクルに移行**する必要があります。

我が国におけるGHG排出量のうち、 資源循環が貢献できる余地がある部門



出典：中央環境審議会循環型社会部会（2022）「第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果及び循環経済工程表 参考資料集」

Scope3排出量とは

区分		該当する排出活動（例）
1	購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2	資本財	生産設備の増設（複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上）
3	Scope1、2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程（採掘、精製等） 調達している電力の上流工程（発電に使用する燃料の採掘、精製等）
4	輸送、配送（上流）	調達物流、横持物流、出荷物流（自社が荷主）
5	事業から出る廃棄物	廃棄物の自社以外での輸送、処理
6	出張	従業員の出張
7	雇用者の通勤	従業員の通勤
8	リース資産（上流）	自社が賃借しているリース資産の稼働（算定・報告・公表制度では、Scope1、2に計上するため、該当なしのケースが大半）
9	輸送、配送（下流）	出荷輸送（自社が荷主の輸送以降）、倉庫での保管、小売店での販売
10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11	販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12	販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送、処理
13	リース資産（下流）	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者のScope1、2に該当する活動
15	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用
その他（任意）		従業員や消費者の日常生活

- プラスチック汚染防止条約が現在議論されており、汚染防止にはプラスチックの分別回収・リサイクルの徹底などで、環境中への漏洩・流出を根絶する必要があります。

INC交渉スケジュール

2022年

INC1 : 11/28～12/2@ウルグアイ

- ・INC議長を選出（INC3までペルー、INC4からエクアドル）
- ・条約の目的、主要要素について議論

2023年

INC2 : 5/29～6/2@パリ（条文案の作成を決定）

INC3 : 11/13～19@ケニア（条文案初版を議論）

2024年

INC4 : 4/23～29@カナダ（改定版条文案を議論）

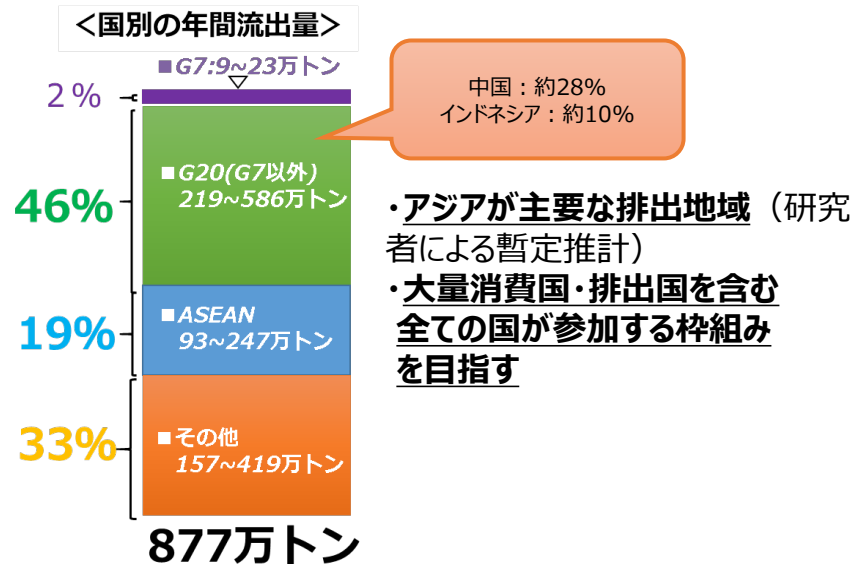
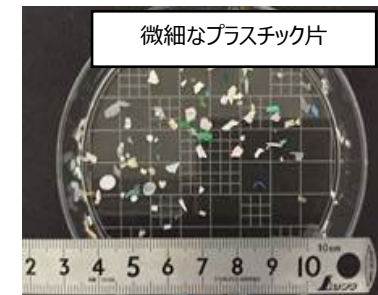
INC5 : 11/25～12/1@韓国（改定版条文案を議論）

2025年

INC5-2 : 8/5～8/14@スイス（条約文合意を目指す）

外交会議（条約を採択、各国の署名開始（賛同の意思表示））

※ I N C : 政府間交渉委員会



Jambeck (2015)（2010年データを元にした海洋への流出量推計）

- 例えば、EUでは自動車、容器包装、家電等でリサイクル目標やプラスチック再生材の利用目標などが提案・設定されています。

品目	主な内容
電気電子機器	循環型電子機器イニシアチブ【2020年3月11日発表】 耐久性の向上、アップグレード期間の長期化・修理・メンテナンス・<u>再利用・リサイクル可能にする</u>ことで製品の寿命を延ばす。
自動車	自動車設計・廃車（ELV）管理における持続可能性要件に関する規則案【2023年7月13日発表】 <u>2030年頃までに新車生産に必要なプラスチックの25%以上（このうち廃車由来で25%以上）で再生プラスチックの使用を義務化。</u>
容器包装・プラスチック	容器包装・容器包装廃棄物規則案【2022年11月30日発表】 <u>プラスチック製包装中の再生プラスチックの使用率を包装種別ごとに義務化。</u> 2040年までに、飲料ボトル 65%、食品接触型 50%、非食品容器 65% 使い捨てプラスチック指令【2019年7月2日施行】 - 使い捨てプラスチック製品の使用禁止。 <u>飲料ボトルへの再生プラスチックの使用を義務化。</u> 2025年以降：PETボトル 25%、2030年以降：飲料ボトル 30% プラスチック税【2021年1月1日より導入】 <u>各EU加盟国でリサイクルされなかったプラスチック製容器包装廃棄物に対して、0.8ユーロ/kgの拠出を求める。</u>
繊維	エコデザイン規則【2024年7月18日発効】 2026年7月19日以降、<u>未利用の衣服及び履物を、リユース、リファービッシュ及び再製造以外を目的として、意図的に損傷又は廃棄することを禁止。</u>
建設・建物	建築資材規則改正案【2022年3月30日発表】 製品設計、<u>リサイクル済み原料の優先的利用</u>、<u>リサイクル済み原料の最低限の利用</u>、製品データベースにおいて製品の再利用や修理のための説明等を義務付け。

- 我が国はプラスチック資源循環戦略に基づき、**3R+Renewable**（リデュース・リユース・リサイクルと再生可能資源への転換）の基本原則の下、**6つのマイルストーンの達成に向けた取組**を推進しています。

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

リデュース等	- ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」） - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
リサイクル	- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル - 漁具等の陸域回収徹底 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 - イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
再生材 バイオプラ	- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

【マイルストーン】

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに

③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル

④ **2035年**までに使用済プラスチックを

100%リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**

⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した - ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 - 海岸漂着物等の回収処理 - 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）	- マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等） - 代替イノベーションの推進
------------	---	---

国際展開	- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） - 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）
------	---

基盤整備	- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） - 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） - 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） - 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）	- 資源循環関連産業の振興 - 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） - 海外展開基盤
------	---	---

◆アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献

◆国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

- その一環として、上流から下流までのライフサイクル全体での取組を総合的に促進するため、**プラスチック資源循環法**を整備しています。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。



＜付け替えボトル＞

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



＜ワンウェイプラスチックの例＞

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源について、市区町村による**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の**再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村の**選別、梱包等を省略**して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



＜プラスチック資源の例＞

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



＜店頭回収等を促進＞

【排出事業者の排出抑制・再資源化等】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

- 製造・設計段階では、製造事業者は、プラスチック製品の環境配慮設計を進め、設計指針に則り、易リサイクル、素材代替、省資源化等を追求する必要があります。
- 特に優れた設計を大臣認定し、認定製品を国等がグリーン購入に基づき率先調達することで市場拡大につなげます。

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を設計指針として明示。すべてのプラスチック使用製品が対象。

<構造>

①減量化

②包装の簡素化

③長期使用化・長寿命化

④再使用が容易な部品の使用
又は部品の再使用

⑤単一素材化等

⑥分解・分別の容易化

⑦収集・運搬の容易化

⑧破碎・焼却の容易化

<材料>

①プラスチック以外の素材への代替

②再生利用が容易な材料の使用

③再生プラスチックの利用

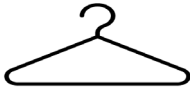
④バイオプラスチックの利用

<製品のライフサイクル評価>

- 特に優れた設計について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。
製品分野毎に別途決定。

② 販売・提供段階 ワンウェイプラのリデュース

- 販売・提供段階では、**レジ袋を有料化**するとともに、**カトラリーやアメニティなど使い捨てプラスチック製品12品目の提供事業者**は、判断基準に則って、目標を設定し、これを達成するため、**素材代替、声掛け、有料化などの排出抑制の取組を計画的に行うことが必要**です。
- 特に、**年間5 t 以上**（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）の**多量提供事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**もあります。

対象製品	対象業種
フォーク スプーン テーブルナイフ マドラー 飲料用ストロー	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ●宿泊業：ホテル、旅館 等 ●飲食店：レストラン、喫茶店 等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
    	
ヘアブラシ くし かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ	●宿泊業：ホテル、旅館 等
衣類用ハンガー	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●洗濯業：クリーニング店 等
	
衣類用カバー	
	

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となります。

- プラスチック資源循環に関する一括回収等
への移行に向けた市区町村向け手引き

[illegible]

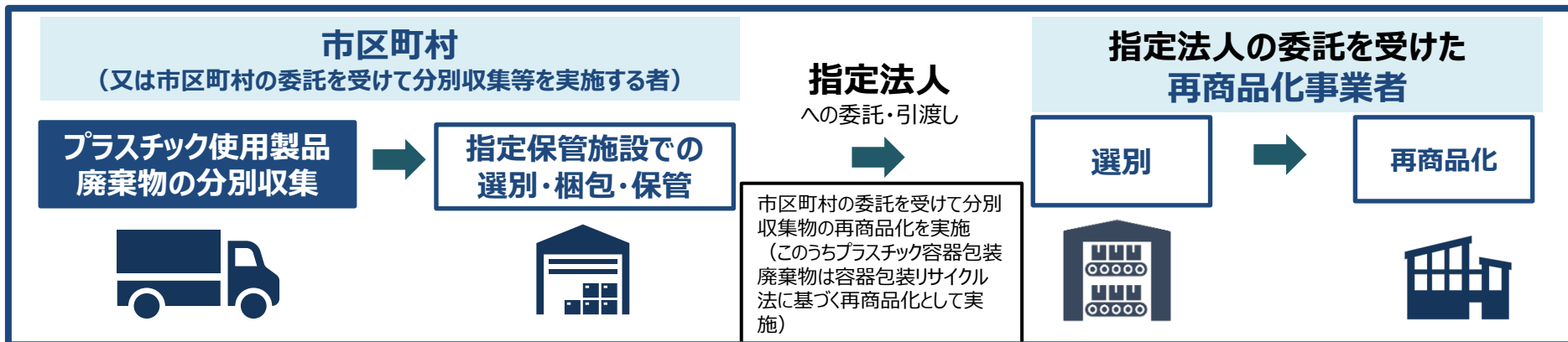
移行に向けた検討事項

- 本手引きを参考に、検討できていない事項がある場合は検討を行うことが推奨されます

	フェーズ1	フェーズ2(1)	フェーズ2(2)	フェーズ3	フェーズ4
	移行方法の決定	移行方法の決定	移行に向けた準備	住民移行	完成
	現状把握	移行方法の決定	関係者と調整	準備	完成
分譲型 共同住宅	自治体で選出された委員の 調査や検討を推進していく ・現状のCGI調査やリスト を作成していく	移行の方向性について 移行に必要となる事項を 調査する ・設備や家具などの有無を確認 話し合う ・実現を可能にするか 移行の方向性について 移行に必要となる事項を 調査する ・設備や家具などの有無を確認 話し合う ・実現を可能にするか	移行方法について話し、関係 者や住民、中間支援機関 等、を調整する ・設備や家具などの有無を確認 話し合う ・実現を可能にするか 自治体と話し合う ・自治体の協議は完了している か	自治体と話し合う ・自治体の協議は完了している か	
分譲型 共同住宅	自治体で選出された委員が 調査や検討を推進していく ・現状のCGI調査やリスト を作成していく	移行の方向性について 移行に必要となる事項を 調査する ・設備や家具などの有無を確認 話し合う ・実現を可能にするか 移行の方向性について 移行に必要となる事項を 調査する ・設備や家具などの有無を確認 話し合う ・実現を可能にするか	移行方法について話し、関係 者や住民、中間支援機関 等、を調整する ・設備や家具などの有無を確認 話し合う ・実現を可能にするか 自治体と話し合う ・自治体の協議は完了している か	自治体と話し合う ・自治体の協議は完了している か	
分譲型 共同住宅	数量と内容が異なる（12コ ツプスで設備品と家具品 の異なる2タイプを想定） （P.12）を参照 ・自治体の協議は完了している 状況のグラフや移行方法 の整理（P.16）を参照	移行の方向性について 移行に必要となる事項を 調査する ・設備や家具などの有無を確認 話し合う ・実現を可能にするか 移行の方向性について 移行に必要となる事項を 調査する ・設備や家具などの有無を確認 話し合う ・実現を可能にするか	移行方法について話し、関係 者や住民、中間支援機関 等、を調整する ・設備や家具などの有無を確認 話し合う ・実現を可能にするか 自治体と話し合う ・自治体の協議は完了している か	自治体と話し合う ・自治体の協議は完了している か	

【参考】プラスチック資源循環法に基づく再商品化の2つの方法について

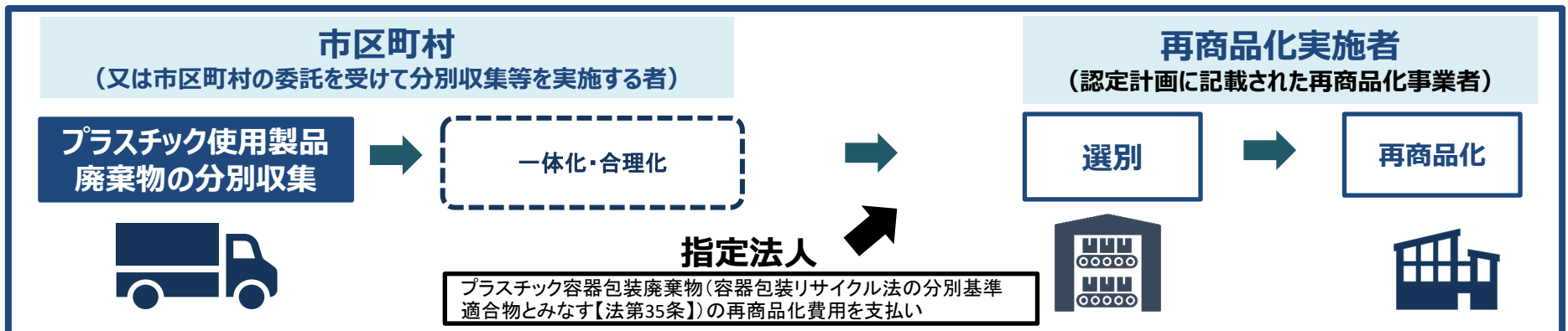
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は**分別収集物の基準及び手引き**に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。

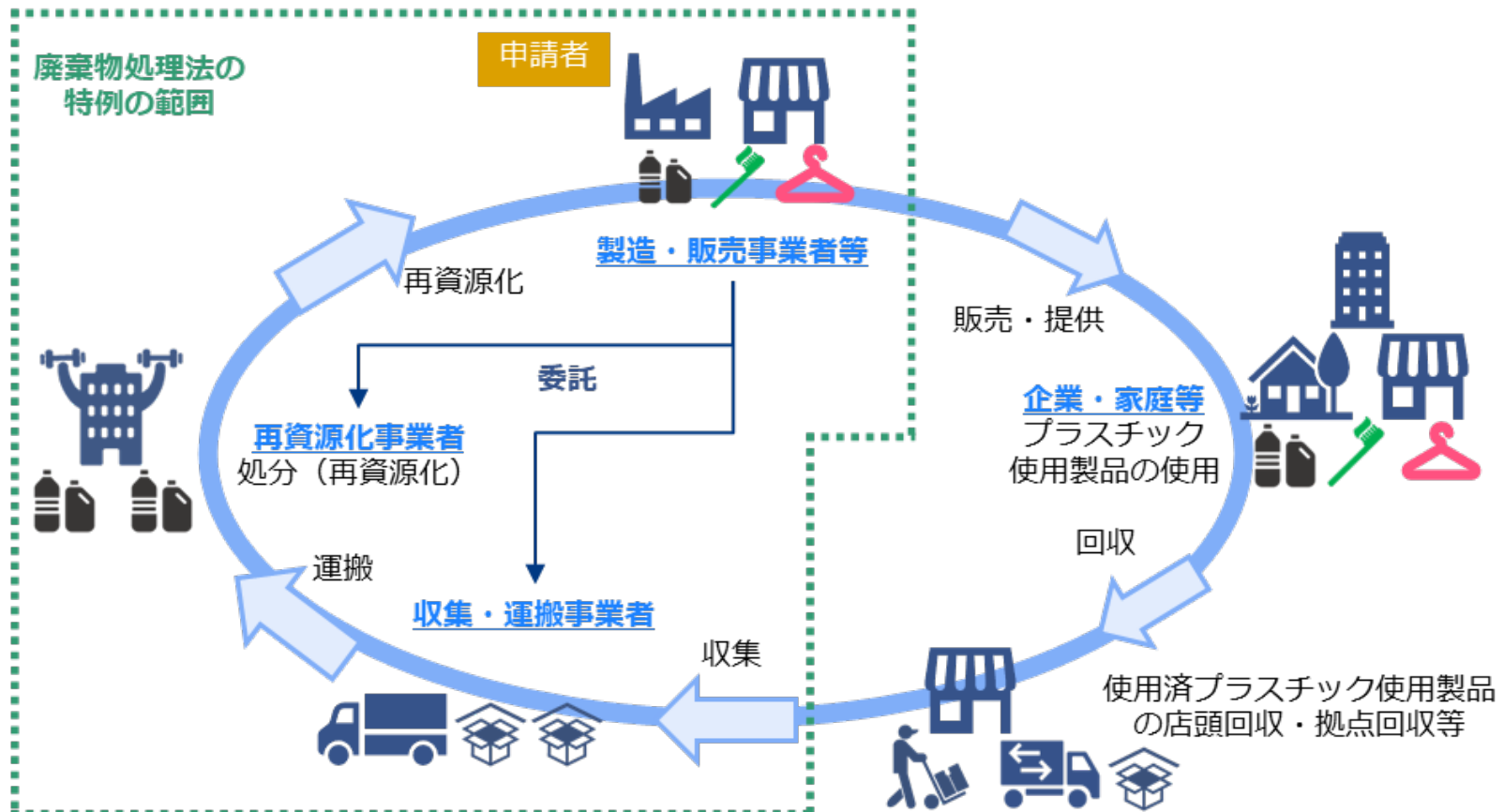


市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

③ 排出・回収・リサイクル段階 自主回収・リサイクル

- 製造・販売事業者に対して、自ら製造・販売したプラスチック製品・容器包装を自主的に回収・リサイクルするように求めています。
- こうした自主回収・リサイクルを円滑に進められるよう、計画を作成し大臣認定を得ることにより廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とする特例制度がありますので御活用ください。
- 自主回収・リサイクルを実施することで、容器包装リサイクル法における再商品化義務量から回収量を控除できます。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム



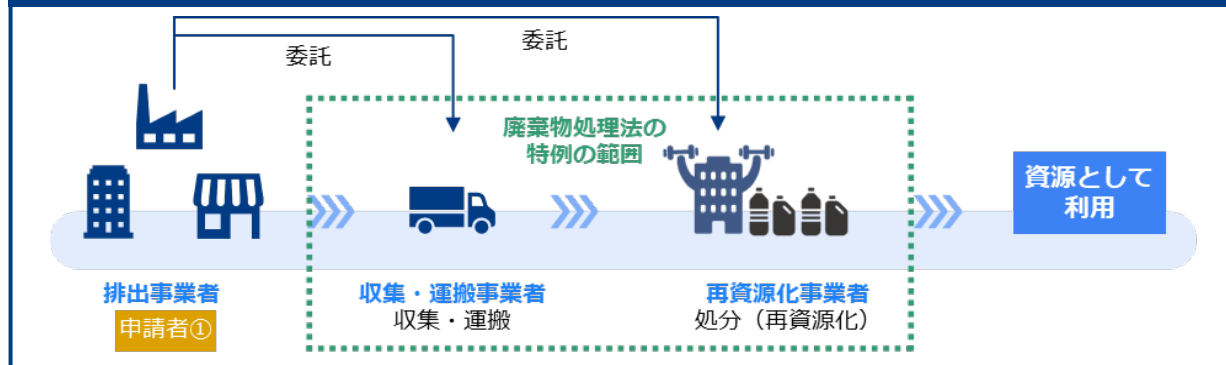
③ 排出・回収・リサイクル段階 産廃プラのリデュース・リサイクル

- 排出事業者は、判断基準に則って、事業活動により生じる**廃プラスチックの排出抑制、分別排出、再資源化等の取組に関する目標を定め、計画的に取り組む**ことが必要です。
- 特に年間250 t 以上排出する**多量排出事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**を行う可能性があります。
- 排出事業者とリサイクル事業者の連携による再資源化を円滑に行えるよう、大臣認定により**廃棄物処理法に基づく業の許可が不要**となる特例制度がありますので、御活用ください。

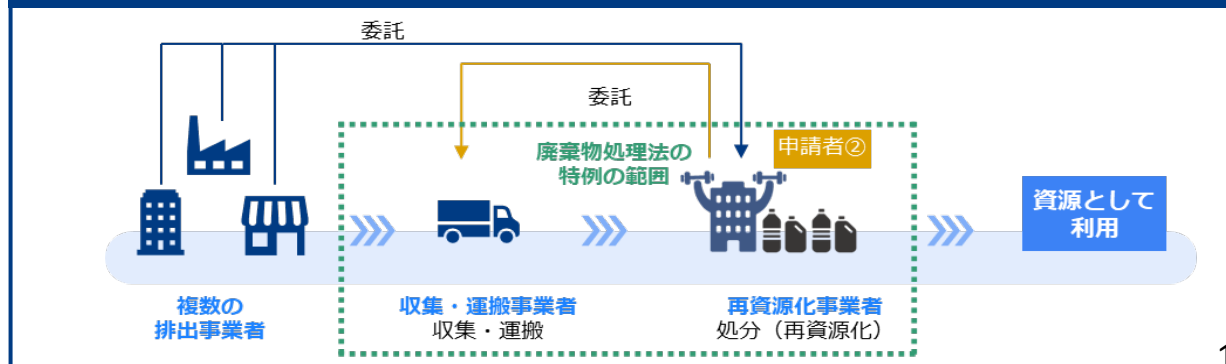
求められる対応

- 排出の抑制・再資源化等の実施
- 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- 排出事業者の情報の提供
- 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- 教育訓練
- 実施状況の把握・管理体制の整備
- 関係者との連携

● 申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



● 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



再生プラの利用、バイオプラスチック導入の推進



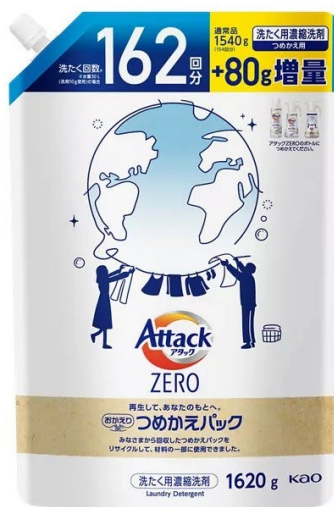
- 企業・消費者は、**再生プラ**やリサイクル商品の積極的な利用のほか、プラスチック製品の環境配慮設計や使い捨てプラの排出抑制のため、代替素材である**バイオプラスチック**の積極的な利用が求められます。
- 国等も**グリーン購入**により、再生プラスチック利用製品、バイオプラスチック利用製品の率先調達を進めていきますので、奮って御提案ください。

グリーン購入法に基づく再生プラ・バイオプラ利用製品の率先調達

● 第五次循環型社会形成推進基本計画

- ✓ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品に重点を置き、資源循環に資する製品やプラスチック使用製品設計指針に基づく認定プラスチック使用製品をはじめとした**環境配慮設計がなされた製品等を調達**するとともに、2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として**再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行う**こととし、2024年度から取組を開始することによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。

再生プラスチックを利用した商品（花王（株）・ライオン（株））



バイオマスプラスチックを利用した商品（スターライト工業（株））

業界初。
環境に優しい
バイオマスプラヘルメット

ベルヴィオ
pervio® BP

業界初取得ヘルメット
特許出願中
特願 2020-202099号



BP
バイオマスプラ
資源No.107
原料・ミックス 部分限定

頭を守る、地球も守る

- | 導入の基本方針 | |
|----------|--|
| 原料 | 原料の多様化を図るため、国内バイオマス（資源作物、廃食用油、パルプ等のセルロース系の糖等）の原料利用の幅を拡大（食料競合等の持続可能性に配慮）。 |
| 供給 | 国内外からの供給拡大を進めていくが、供給増に向け、国内製造を中心に、本邦企業による製造も拡大。 |
| コスト | 関係主体の連携・協働によりコストの最適化を目指す。また、利用者側に対する、環境価値の訴求等を行い、環境価値を加味した利用を促進。 |
| 使用時の機能 | 汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性、靱性等に優れた高機能バイオプラスチックを開発・導入を目指しつつ、製品側の性能を柔軟に検討し、幅広い製品群への対応を促進。 |
| 使用後のフロー | 使用後のフロー（リサイクル、堆肥化・バイオガス化に伴う分解、熱回収等）との調和性が高いバイオプラスチックを導入。 |
| 環境・社会的側面 | ライフサイクル全体で持続可能性（温室効果ガス、土地利用変化、生物多様性、労働、ガバナンス、食料競合等）が確認されているものを使用。 |



	2020～2021年	2022～2025年	2026～2030年	～2050年
利用促進	バイオプラ導入目標集等の策定、ビジネスマッチングの促進（CLOMA、プラスチック・スマート）			
	グリーン購入法特定調達品目における判断の基準等、バイオ由来製品に係る需要喚起策の検討、地方公共団体による率先調達の推進			
	公正・公平なリサイクルの仕組みの検討			
	海洋生分解性機能の評価手法の国際標準化に向けた検討			
消費者への訴求等	持続可能性を考慮した認証・表示の仕組みの検討		運用開始	
	バイオプラ製品の率先利用及び正しい理解の訴求			
研究開発等	高機能化、低コスト化、原料の多様化等に向けた研究・開発・実証事業への支援			
	製造設備導入への支援			
	ESG金融を通じた企業の研究開発や製造設備導入に係る資金調達円滑化の支援			
フォローアップ等	バイオプラスチック導入量（用途・素材別）、国際動向、技術動向の調査・フォローアップ			

- **プラスチック資源循環の取組を促進**するため、これまで御紹介したもの以外にも、各種の**支援措置があります**ので、奮って御活用/要望ください。

財政支援

- 先進的な資源循環技術・設備の実証・導入 → **投資促進事業**事業([スライド15](#)へ)
- リサイクル設備やバイオプラ生産設備の導入 → **設備補助事業**([スライド16](#)へ)
- リサイクルや代替素材の技術実証 → **実証事業**([スライド17](#)へ)
- 自治体、企業等によるプラスチック資源循環社会実装 → **資源循環モデル事業**([スライド18](#)へ)

政策金融

- 廃棄物の排出抑制・リサイクル、プラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料の製造等の設備を整備 → **日本政策金融公庫の環境・エネルギー対策資金**([スライド19](#)へ)

ファイナンス

- プラスチック資源循環促進のための投融資の呼び込み → **サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス**([スライド20](#)へ)

※これらのほか、再資源化事業高度化法に基づく大臣認定による廃棄物処理法の許可を不要とする特例等の支援措置もございます。



令和7年度予算 15,000百万円（5,000百万円）】
※3年間で総額30,000百万円の国庫債務負担

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

2. 事業内容

①CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

・本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルやサーマルリカバリーを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-abate産業）に再生素材や燃料・エネルギーを供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

②革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

・GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）等のリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1／3，1／2）
- 選択 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例



プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備



※申請フロー等に関しては脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）をご確認ください。
（<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>）



【令和7年度予算 4,280百万円 (3,761百万円)】
 【令和6年度補正予算額 1,700百万円】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ①プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ②再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、金属資源等を確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

②金属・再エネ関連製品等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

- ・資源循環を促進するため、工程端材、いわゆる都市鉱山と呼ばれている有用金属を含む製品及び再エネ関連製品の再資源化を行うリサイクル設備の導入を支援する。



金属破碎・選別設備

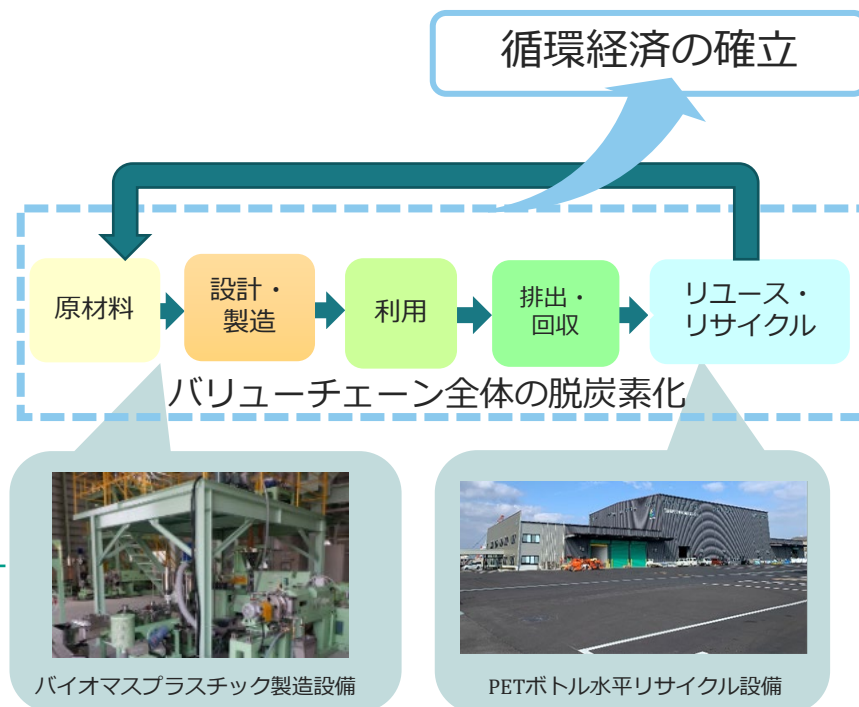


太陽光発電設備
リサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 選択 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



※申請フロー等に関しては脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）をご確認ください。
<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>



【令和7年度予算 4,000百万円（4,672百万円）の内数】

プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

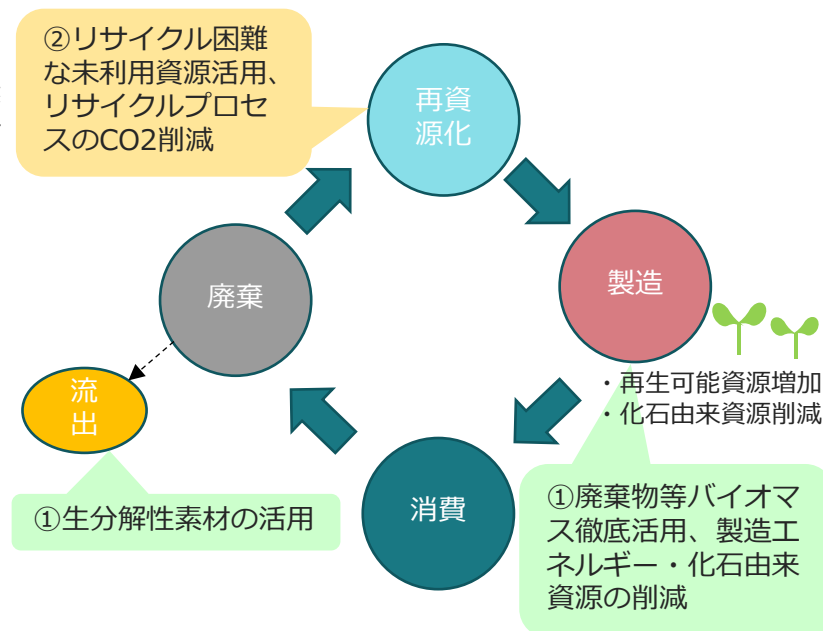
複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

※申請フロー等に関しては脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）をご確認ください。
<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>

4. 事業イメージ



脱炭素型循環経済システムの構築

背景

- 2019年プラスチック資源循環戦略が策定され、2025年資源有効利用可能な製品デザイン、2030年ワンウェイプラ累積25%排出抑制、容器包装のリユース・リサイクル6割、再生利用倍増、バイオプラ200万トン導入、2035年資源有効利用率100% といった マイルストーンを設定
- 2022年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計、②ワンウェイプラスチックの使用の合理化（リデュース）、③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 の措置を実施する必要

令和7年度予算事業

- プラスチック資源循環戦略に基づく、ワンウェイプラスチックの排出抑制や環境配慮設計、容器包装はじめ全ての使用済みプラスチックのリサイクル、再生利用の倍増やバイオマスプラスチック等の導入拡大を図るためには、**企業や自治体等による資源循環促進の取組が非常に重要**である。
- このため、令和7年度より、**事業者・自治体等によるプラスチック資源循環の社会実装一歩手前の事業**（下記例）に対して、**実証（モデル事業）支援**する。
 - ①ワンウェイプラの効果的な排出抑制や環境配慮設計製品の拡大
 - ②市民や事業者からのプラスチック使用製品廃棄物の回収量の拡大
 - ③効率的な収集運搬等によるリサイクルコストの低減
 - ④排出事業者・リサイクル事業者・再生プラスチック利用事業者によるリサイクルから再生プラスチック利用に至るまでのマッチング
 - ⑤再生材・バイオプラ用途拡大に向けたサプライチェーン構築 など
- 一件あたり、**2,000万円～3,000万円を想定（上限なし）**
（事業者・自治体等の単独・複数、事業者と自治体等で連携しての申請も可能）
- 令和7年度は公募を終了。公募概要については環境省HPにて公開中
（https://www.env.go.jp/press/press_04756.html）

環境・エネルギー対策資金の概要

- 日本政策金融公庫は、中小企業における省エネルギーの促進、**再生資源の有効利用**等により環境対策の促進を図るために必要な資金の融資に関し、**特例の利率、融資限度額等**を設けています。
- 令和3年度より、以下の融資対象が追加されました。
 - ①プラスチックを代替する再生可能資源由来の**原材料を製造**するために必要な施設を整備する者
 - ②プラスチックを代替する再生可能資源由来の原材料若しくは再生プラスチックを**利用する製品を製造**するために必要な施設を整備する者
- 融資は事業の規模に応じて**国民生活事業**と**中小企業事業**の2種類があり、プラスチック関連のものについてはそれぞれ以下のような特徴があります。

	国民生活事業	中小企業事業
該当名称	再生可能資源関連	プラスチック関連
融資対象	上記①、②の個人企業、小規模企業	上記①、②の中小企業
融資限度額	7200万円 (うち運転資金は4800万円)	7億2000万円 (うち運転資金は上限なし)
返済期間	20年以内 (短期の運転資金も含む)	20年以内 (短期の運転資金は含まない)
利率(年)	特別利率B※	特別利率②※

※具体的な利率の内容については日本政策金融公庫HPを参照
<https://www.jfc.go.jp/n/rate/index.html>

特徴

- 企業及び投資家・金融機関向けの手引きとして、**開示・対話のポイント**を示す
- CE/プラ分野に特化し、**企業の率先取組を促しESG資金を呼び込む**ねらい
- **世界初**の政府によるCE/プラ分野のESGガイダンス

概要

- **企業と投資家・金融機関の開示・対話の重要性**を解説

企業の手引きとして

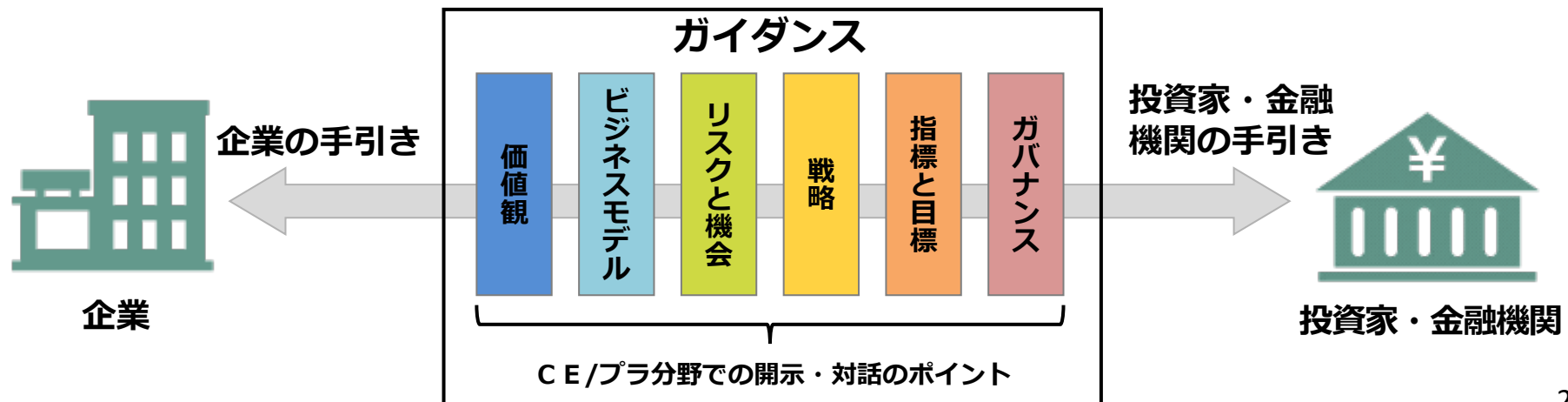
企業は**CEに係る価値観、ビジネスモデル等**を投資家・金融機関に伝える

投資家等の手引きとして

中長期的な観点からCEに係る取組を評価し、投融資先企業の企業価値向上と持続的成長を促す

- 早期に移行が求められるCEに加え、国際的に関心が高まっている**プラスチック資源循環分野**について、開示・対話のポイントを解説

※ 詳細は環境省HPを参照 <https://www.env.go.jp/press/files/jp/115775.pdf>



- プラスチック資源循環に関する詳細かつ最新情報は、リニューアルした**特設サイト** (<https://plastic-circulation.env.go.jp/>) をご覧いただくとともに、お気軽に以下の担当まで御連絡ください。

環境省 環境再生・資源循環局 容器包装・プラスチック資源循環室



室長：井上（雄）

自治体担当：梅田、島居、瀬口、園田、牧、朽網

事業者担当：橋本（隆）、島居、山口、長嶋、中川、岡林、朽網

DfE担当：増田、島居、内田、園田、濱田、和田

リデュース担当：増田、瀬口、橋本（卓）、内田、長嶋

バイオプラ担当：山口、中川、橋本（卓）、濱田、高麗、朽網

補助金担当：中川、高麗、持田

E-mail：plastic-circulation@env.go.jp

電話番号：03-5501-3153